# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第６２号**
釧路市愛国東２丁目22番20号　レジア愛国105号
債務者　阪口　和也
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第２９号**
青森県十和田市大字大沢田字池ノ平124番地２
債務者　見世　一行
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第５２号**
青森県三沢市下久保３丁目18番地４号　ハイツ松尾３号室
債務者　細川　大樹
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第５３号**
青森県三戸郡五戸町字沢向17番地４　セジュールＫＡＲＵＮＩ　Ｃ101号
債務者　赤坂　秀人
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第５４号**
青森県三戸郡五戸町字沢向17番地４　セジュールＫＡＲＵＮＩ　Ｃ101号
債務者　赤坂真理子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第５６号**
青森県三沢市根井２丁目93番地１号
債務者　田中　真澄
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第５９号**
青森県三戸郡五戸町字市川道十文字１番地１斉市荘５号
債務者　和田　　譲
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第１８２号**
岩手県紫波郡紫波町二日町字南七久保３番地１　町営朝日ケ丘北住宅４号棟301号
債務者　東海林勇藏
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第１９４号**
盛岡市厨川４丁目４番１―205号
債務者　大川　俊一
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第１９５号**
盛岡市厨川４丁目４番１―205号
債務者　大川　幸恵
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第１０１号**
群馬県館林市富士原町1125番地の13
債務者　小林　由典
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２９年（フ）第６２３号**
さいたま市桜区大字神田137番地　ヴァンベール浜崎Ⅱ202号
債務者　高木　正子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第７２５号**
さいたま市岩槻区本丸１丁目17番27号
債務者　坂東　　肇
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第８１４号**
さいたま市中央区鈴谷４丁目17番12号　サンパティーク南与野102号
債務者　有田　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第３９３号**
埼玉県ふじみ野市南台１丁目10番５号　サウスルミエール203、前住所埼玉県羽生市大字上岩瀬364番地２
債務者　服部　佑香
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第２１５号**
埼玉県深谷市上野台3286番地３　野沢コーポ102号
債務者　新井　昭司
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第２１７号**
埼玉県東松山市旗立台８番地１
債務者　吉池　美鈴
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部